

緑化推進運動功労者表彰要領

昭和58年12月27日
緑化推進連絡会議

「緑化推進運動の実施方針」（昭和58年4月14日緑化推進連絡会議）に基づく、緑化推進運動功労者の表彰は、この要領に基づいて行うものとする。

1 表彰の範囲

緑化の推進に関し、次の各号の一に該当する個人又は団体とする。

- (1) 緑化活動の推進について顕著な功績のあったもの
- (2) 緑化思想の普及啓発について顕著な功績のあったもの。

2 表彰実施者

内閣総理大臣

3 表彰の方法

表彰状及び記念品

4 表彰の時期

原則として、毎年緑化にふさわしい適当な時期を選定して行う。

5 表彰の手続き

関係各省庁から推薦されたもののうちから、緑化推進連絡会議議長が選考し、内閣総理大臣が定める。

6 その他

上記のほか、この表彰の実施に関し必要な事項は、緑化推進連絡会議議長が別に定める。